

原動機付自転車改造申請書について

原動機付自転車を改造し、排気量や車両種別が変更になる場合は、「原動機付自転車改造申請書」を提出してください。

改造申請に必要なもの

- 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書
（市民税課及び各地区市民センター窓口にあります。また、鈴鹿市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。）
- 原動機付自転車改造申請書
又は
改造受注者が作成した改造証明書
（記載内容が「原動機付自転車改造申請書」と同程度のもの。）
- ミニカー（50cc以下）へ改造した場合は、車両全体及び輪距の確認できる写真
（寸法がわかるように、メジャーを入れた状態で撮影してください。）
- ナンバープレート
（車両種別が変更にならない場合は、不要です。）
- 届出される方の本人確認書類

注意点

「原動機付自転車改造申請書」に基づき、税額の区分が変更になる場合、標識の交付を行います。ただし、標識を交付することにより、当該車両の走行性、安全性について市役所が保証しているものではありません。

また、道路交通法上の扱いについては、申請者の責任で行ってください。

なお、改造等を偽って申告した場合は、地方税法第453条に違反し、罰せられますので、ご承知おきください。

なお、50cc超の三輪スクーターを原動機付自転車で登録することはできません。

<参考>地方税法453条

（略） 申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

鈴鹿市 総務部
市民税課 税政グループ
TEL：059-382-9006（直通）